

## 6 傾斜路（踊場を含む。）

### 《基本的考え方》

- ・やむを得ない理由で、移動円滑化経路上に段が生じる場合は、傾斜路を併設する。
- ・利用者動線に傾斜路を設ける場合は、一般の利用者も通行しやすいものとする。
- ・幅や勾配はできる限り余裕のあるものとする。

### 【1】一般の傾斜路

表面	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	ホ 通路等 (1)(二)
手すり	(2) 両側に手すりを2段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。	ハ 傾斜路 (1)(一)
立ち上がり	(3) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	ハ 傾斜路 (1)(二)
床面の識別	(4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	ハ 傾斜路 (1)(三)

### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【手すり】踊場を含み、設置する。
- 【手すり】上段は75～85cm、下段は60～65cm程度の高さとする。
- 【手すり】手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】点字等の表示は、手すりの水平部分に設ける。
- 【立ち上がり】立ち上がりは、5cm以上とする。

### 《望ましい整備》

- ◇【屋根・ひさし】屋外に設けられる傾斜路には、屋根又はひさしを設ける。

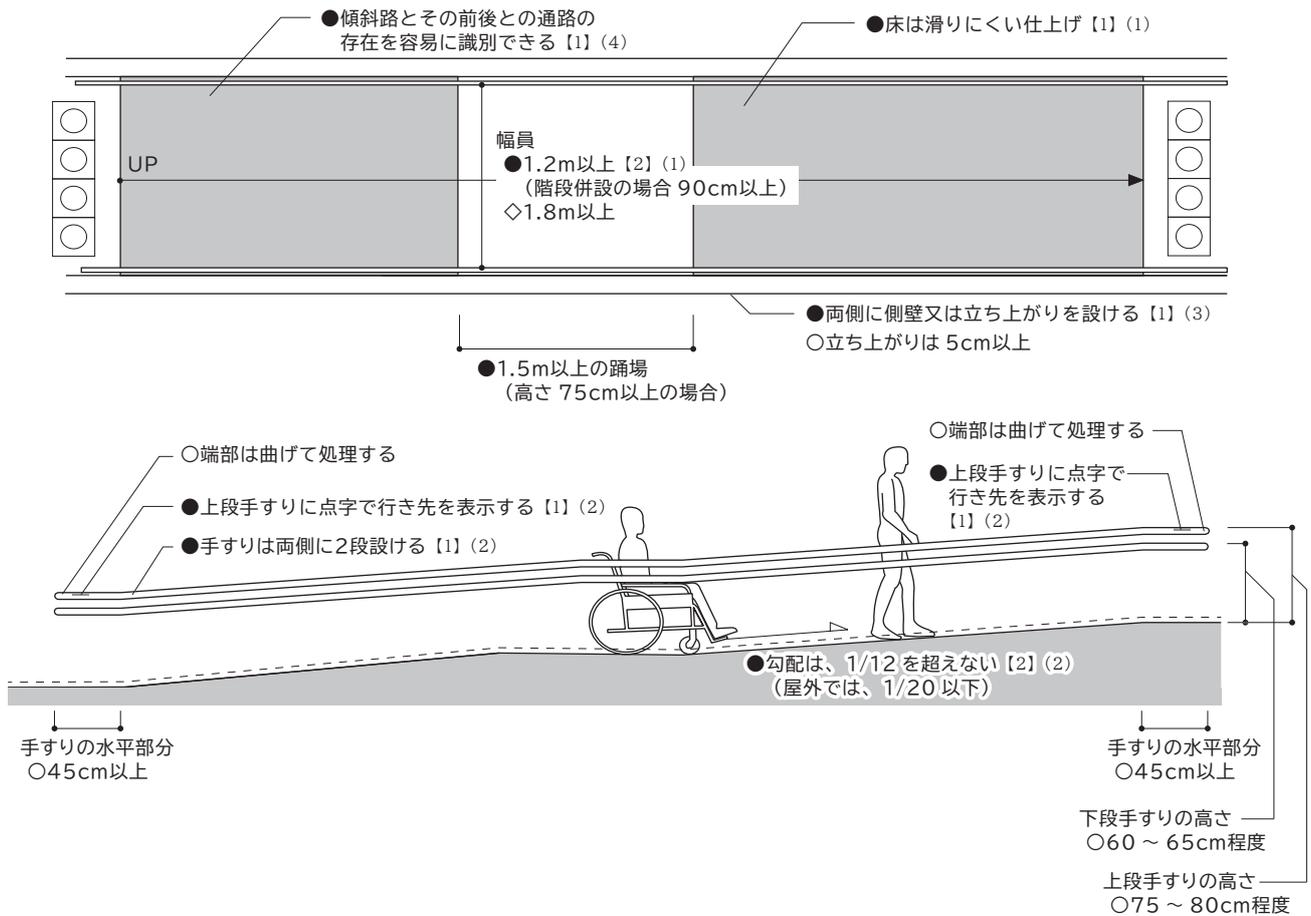
### 【2】移動円滑化経路を構成する傾斜路

	上記【1】の規定に定めるほか、次に定める構造とすること。	ハ 傾斜路 (2)
幅員	(1) 幅は、階段に代わるものにあつては1.2m以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	ハ 傾斜路 (2)(一)
勾配	(2) 勾配は、1/12（屋外に設けられる場合においては、1/20）を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えないこと。	ハ 傾斜路 (2)(二)
踊場	(3) 高さが75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）を超えるものについては、高さ75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	ハ 傾斜路 (2)(三)

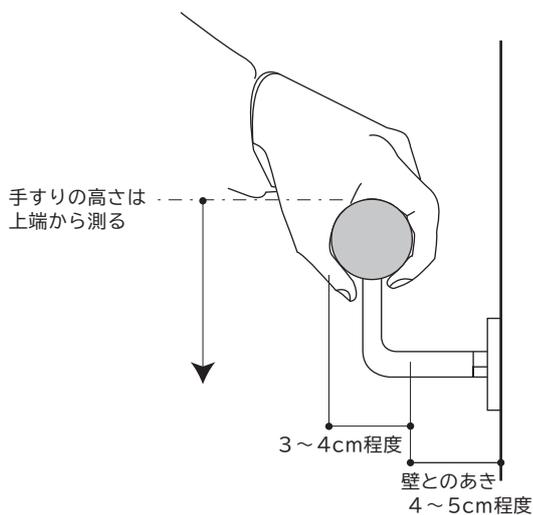
### 《望ましい整備》

- ◇【幅】幅は、1.8m以上とする。

## 《移動円滑化経路を構成する傾斜路》



## 《手すりの形状》



## 《手すりの点字表示》

点字は、手で触れた時、指先により認識できる位置に設け、併せて文字により表示する。

